

函館市避難所運営マニュアル 【初動対応編】

0 1	マニュアルの目的	1
0 2	本マニュアルの位置づけ	1
0 3	用語の定義	1
0 4	避難所の開設・運営の基本方針	1
0 5	避難所の開設基準	2
0 6	施設利用計画の策定および備蓄品の配備	2
0 7	避難所の解錠	2
0 8	避難所開設・運営でやるべきこと	3
0 9	津波災害の避難所の解錠・開設・運営に係る対応	4
	① 津波注意報	4
	② 津波警報・大津波警報	4
	津波注意報フロー（平日）	5
	津波注意報フロー（夜間・休日）	6
	（大）津波警報フロー（平日）	7
	（大）津波警報フロー（夜間・休日）	8
1 0	地震災害の避難所開設・運営に係る特記事項	9
1 1	大雨災害の避難所開設・運営に係る特記事項	9

01 マニュアルの目的

本マニュアルは、災害発生直後における避難所対応について、発災直後から概ね数時間程度までの間は、参集職員が十分に揃っていないこと、情報不足であること、避難者が断続的に到着し混乱が生じやすいことが想定されることから、市職員、施設管理者および避難所地域協力員等が、限られた情報・人員・時間の中にあっても迷わず行動できるよう、最低限かつ実践的な対応を行うための基本的な知識や具体的な行動手順を示すものです。

02 本マニュアルの位置づけ

このマニュアルは、「函館市避難所運営マニュアル」に定める第4章「避難所の運営（初動期）」の内容を踏まえ、災害発生直後から避難所運営体制が本格化するまでの期間に特化した補完的マニュアルとして位置づけるものです。

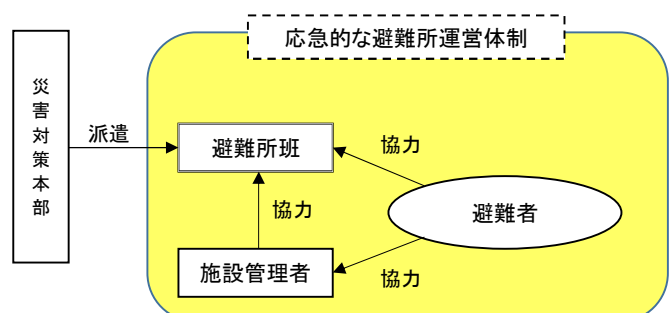
なお、避難所運営が一定程度安定した段階以降については、「函館市避難所運営マニュアル」の他の章の規定に基づき対応します。

03 用語の定義

- 避難所班
：災害対策本部の事務分掌において、避難所の開設・運営等に関することを業務とし、教育委員会が担当部局とされているが、東部4支所やその他の部局で避難所に従事する職員も対象
- 施設管理者
：学校の場合は校長、市庁舎の場合は総務課長、指定管理者が管理運営している施設は当該管理者 等
- 避難所地域協力員（町会/市職員）
：避難所の鍵（解錠用封筒）を保管し、災害時には避難所の解錠等に協力する町会役員等および指定された市職員
- 解錠：建物を使用可能化する行為（解錠、照明点灯、避難者・建物の安全確保 等）
開設：避難所の立ち上げ（受入誘導、受付、避難スペースの決定、開設報告、掲示物の貼付 等）
運営：避難生活の継続的な取組（避難者数の確認報告、備蓄品の配布、環境づくり 等）

04 避難所開設・運営の基本方針

災害発生直後の初動期における避難所運営は、混乱の中で迅速な対応が求められるため、避難所班が中心となり、できる限り施設管理者と避難者の協力を得ながら行います。



避難所開設基準	開設指示	開設する避難所	
震度6弱以上の地震が観測されたとき	無し（指示によらず自動的に開設）	地震の指定 緊急避難場所	※津波避難ビル や公園・高台 等の避難地には市担当職員 を派遣しない
気象庁から大津波警報もしくは 津波警報が発表されたとき		津波の指定 緊急避難場所	
高齢者等避難、避難指示の発令 があったとき	総務部災害対策課 →教育対策部避難所班（教育委員会 生涯学習部管理課） →東部4支所地域振興課	指定する避難所	
市長が開設する必要があると認 めるとき			
（自主避難所の開設（避難情報の発令なし））			
気象庁から津波注意報が発表さ れたとき	無し（指示によらず自動的に開設）	津波の指定緊急避難場所	
市長が開設する必要があると認 めるとき	総務部災害対策課 →教育対策部避難所班（教育委員会 生涯学習部管理課） →東部4支所地域振興課	指定する避難所	

06

施設利用計画の策定および備蓄品の配備

1 施設利用計画の作成

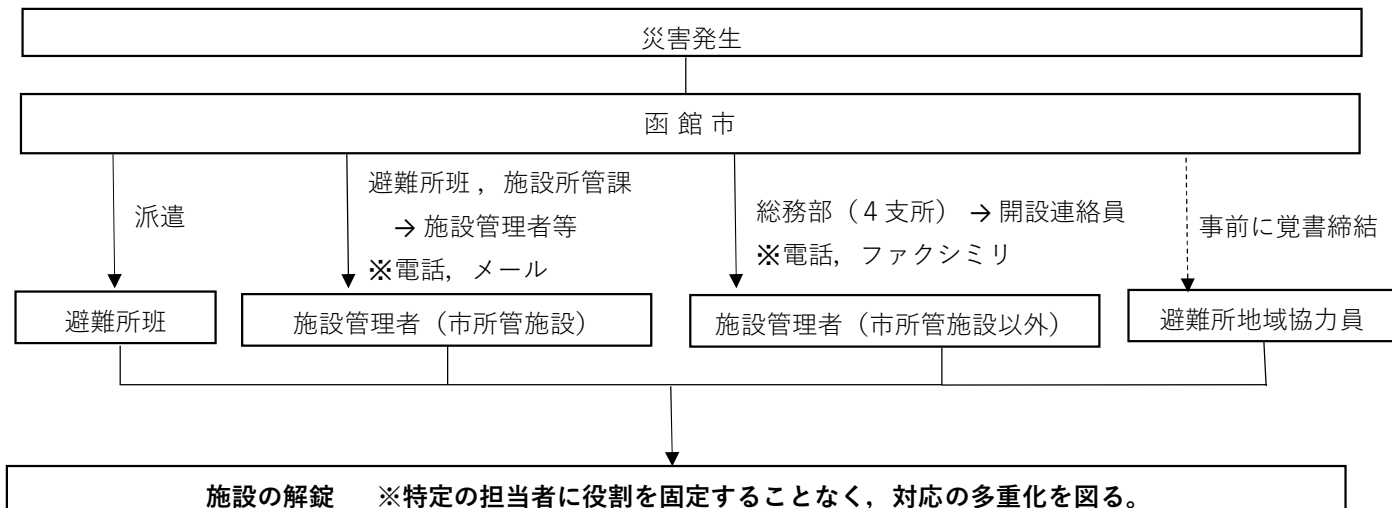
避難所に指定された施設では、災害時の円滑な運営のため、市は、施設管理者と協議のうえ、施設利用計画を作成しており、校舎や体育館等の利用方法を定めています。計画では、必要物品・資機材の整理や、教育活動再開を見据えた開放区域と非開放区域の区分を行い、避難者の居住スペースや運営に必要なスペースを設定しています。各避難所の当該計画は、P9・12各避難所編をご参照ください。

2 備蓄品の配備

指定避難所等には、初動対応用備蓄品として食料や飲料水のほか、生活必需品（毛布や携帯トイレ等）が配備されています。避難所ごとに備蓄品の品目や種類が異なりますので、P9・12各避難所編をご参照ください。

07

避難所の解錠



時間経過

避難所地域協力員、施設管理者が協力

避難所班が実施

施設管理者、避難者が協力

①避難所の解錠

解錠の流れは、「P2・07 避難所の解錠」を参照願います。

②避難者、建物の安全確保

(大)津波警報の場合、津波浸水想定区域内の避難所は、3階以上に避難させます。地震災害の場合は、「P9・10 地震災害の避難所開設・運営に係る特記事項」を参照願います。

※ 避難所の開設・運営に係る責任は市が担うものであり、施設管理者がその責任を負うものではありません。

③避難者の受入・誘導

- ・避難所班が施設管理者や避難者の協力を得ながら、施設の安全確認後、避難者を屋内の避難スペースに誘導し、開設準備が終わるまで待機するよう呼びかけ、要配慮者やペット同行避難者がいる場合には、状況に応じて、専用スペースを確保するなどの対応を行います。
- ・各避難所に配備している「避難所開設ボックス※」を確認
※別添参照（運営マニュアル、掲示物、名札、各種報告様式、LEDライト等）
- ・照明の点灯や掲示物の設置等により、避難所として開設中であることを明示
- ・オートロックの施設については、玄関付近に職員を配置してください。
- ・備蓄品の保管場所、トイレの位置を確認してください。
- ・冬期間の場合は暖房を入れ、防寒のための毛布などを用意します。
- ・避難所の混雑状況に応じて、最寄りの他の避難所への分散避難を検討します。
(災害対策課に確認のうえ、同課が必要と判断した場合に実施)。

④傷病者等の確認と救護

緊急の治療等を要する傷病者がいる場合は、避難者の中から医師や看護師を募り協力を求め、医療機関への救急搬送を要請し、災害対策課に報告します。

⑤避難者の受付

避難スペース内に受付窓口および記載台を設置。災害が大規模化するなどにより、翌日以降も避難所の開設が必要な場合は、世帯の代表者に「避難者カード」の記入を依頼し、その内容を基に「避難者名簿」を作成します。

※津波注意報発表時は自主避難所として開設とするため、避難者名簿の作成は不要

⑥避難者数等の報告

- 各避難所は、毎時、避難者数、負傷者の有無・人数、混雑状況等を報告します。
- ・本庁管内は教育委員会管理課へメールで報告 (kyouiku@city.hakodate.hokkaido.jp)
※メールでの報告が困難な場合は電話にて報告 (0138-21-3500)
 - ・東部4支所管内は各支所地域振興課へ報告
教育委員会管理課、各支所地域振興課は、集約後、災害対策課へ報告します。

⑦備蓄品の提供

備蓄品の保管場所を確認します。毛布および飲料水は状況に応じて適宜提供し、食糧については、昼食時間をまたぐ場合など、避難が長時間に及ぶ場合に提供します。※椅子、アルミマット、電源タップも状況に応じて提供

⑧情報提供

スマートフォン等をお持ちでない方もおられることから、テレビや備蓄しているラジオ (R8配備予定) の活用、避難所班の職員の口頭での伝達やホワイトボード等への記載などにより、随時必要な情報を提供できるよう対応します。

施設管理者および避難所地域協力員（町会）は、避難所班が到着するまでの間、補完的・応急的な対応であり、協力的立場として業務に従事していただきます。

①津波注意報 ※自主避難所として開設

開設避難所：災害種別に「津波」の指定がある指定緊急避難場所を開設

※表中の解錠・開設に係る数字は、到着の速さを想定した順です。

	平日	夜間(17:30-(学校(16:30-))・休日
近地地震	解錠・開設 1 施設管理者 2 避難所班	解錠・開設 1 避難所地域協力員（町会/市職員） 2 施設管理者 3 避難所班
遠地地震	運営 ・ 避難所班	運営 ・ 避難所班

②津波警報，大津波警報

開設避難所：災害種別に「津波」の指定がある指定緊急避難場所を開設

※津波浸水想定区域内の避難所には、避難所班および施設管理者の到着が遅れる可能性があります。

※表中の解錠・開設に係る数字は、到着の速さを想定した順です。

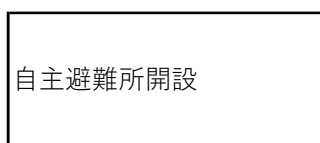
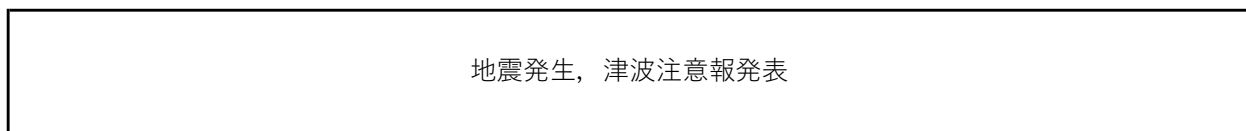
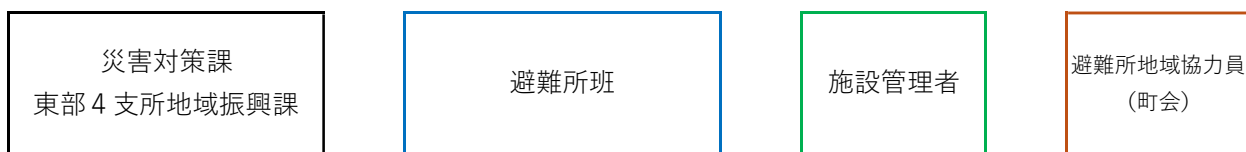
	平日	夜間(17:30-(学校(16:30-))・休日
近地地震 ※ 他の地域の津波の観測状況等を踏まえたうえで、適時、避難所班を派遣する。	解錠・開設 1 施設管理者 2 避難所地域協力員（町会） 運営 ・ 施設管理者 ・ 避難所班	解錠・開設 1 避難所地域協力員（町会/市職員） 2 施設管理者 3 避難所班 運営 ・ 避難所班 ・ 避難所地域協力員（市職員） ・ 施設管理者
遠地地震 ※ 津波到達予想時刻等を踏まえたうえで、適時、避難所班を派遣する。	解錠・開設 1 施設管理者 2 避難所地域協力員（町会） 3 避難所班 運営 ・ 避難所班	解錠・開設 1 避難所地域協力員（町会/市職員） 2 施設管理者 3 避難所班 運営 ・ 避難所班

近地地震：日本国内から比較的近い場所で発生した地震。短時間で津波が到達する可能性がある。

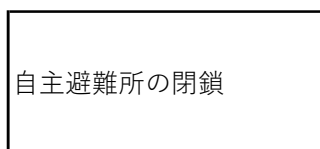
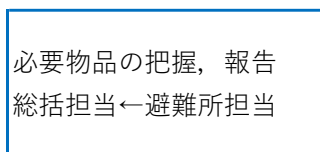
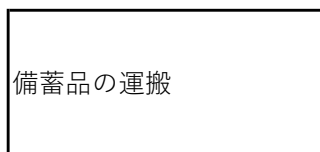
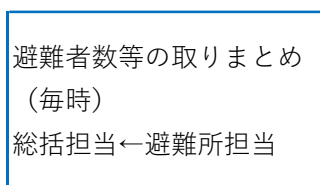
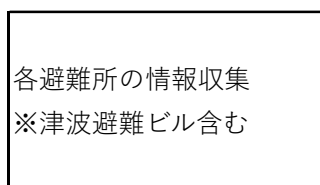
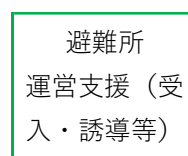
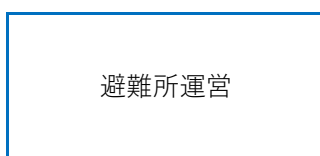
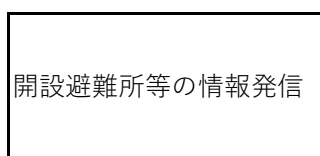
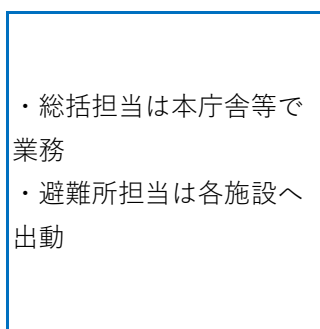
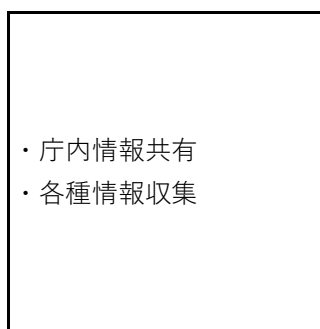
遠地地震：日本国内から遠く離れた場所で発生した地震。津波が到達するまで時間的猶予がある。

津波注意報対応フロー (平日)

総務部災害対策課 : 21-3648, 3676
 教育委員会管理課 : 21-3500
 (避難所班総括担当)



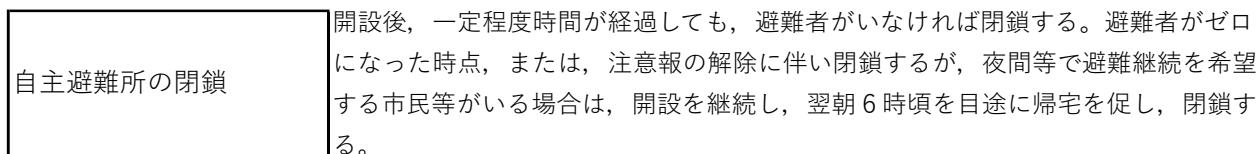
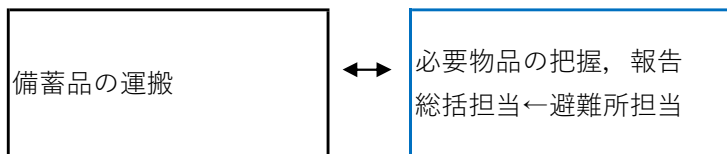
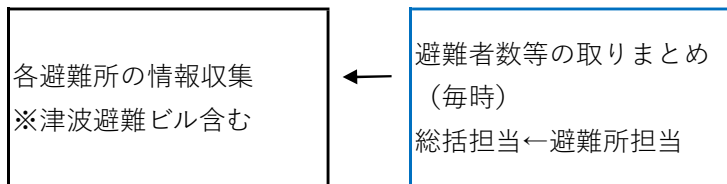
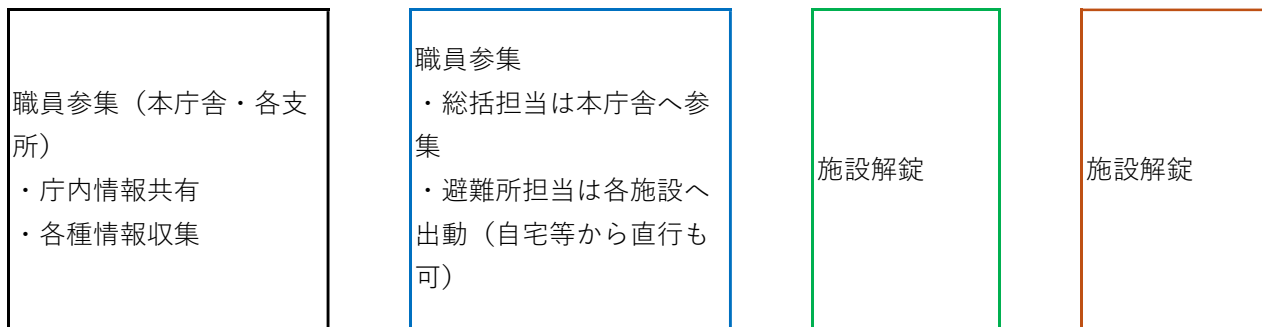
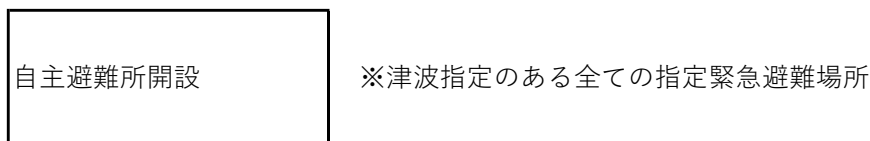
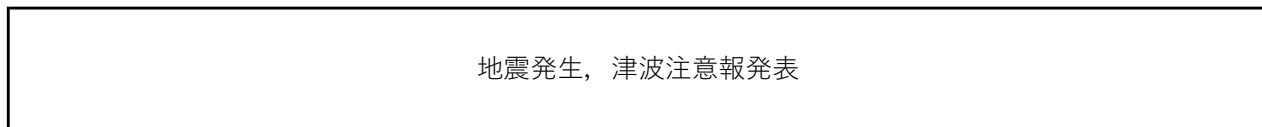
※津波指定のある全ての指定緊急避難場所



開設後、一定程度時間が経過しても、避難者がいなければ閉鎖する。避難者がゼロになった時点、または、注意報の解除に伴い閉鎖するが、夜間等で避難継続を希望する市民等がいる場合は、開設を継続し、翌朝6時頃を目途に帰宅を促し、閉鎖する。

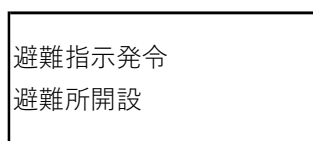
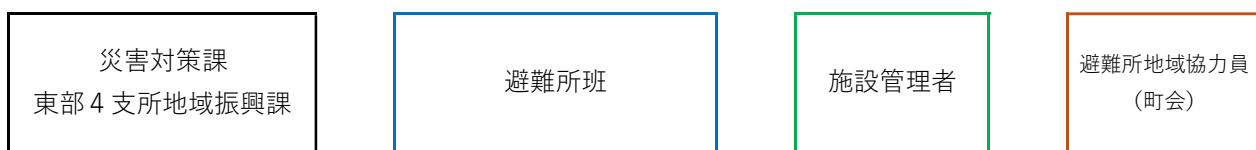
津波注意報対応フロー (夜間・休日)

総務部災害対策課 : 21-3648, 3676
 教育委員会管理課 : 21-3500
 (避難所班総括担当)

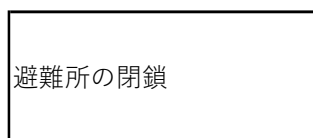
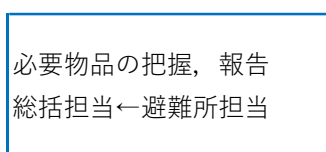
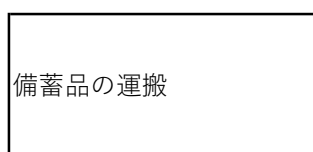
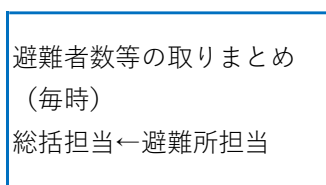
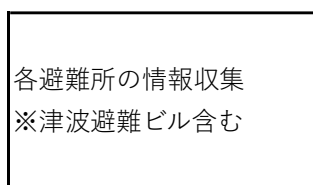
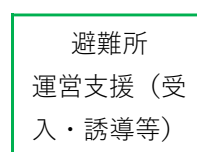
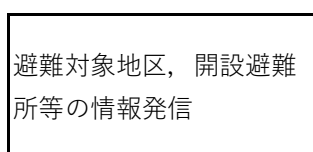
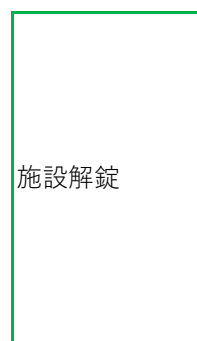
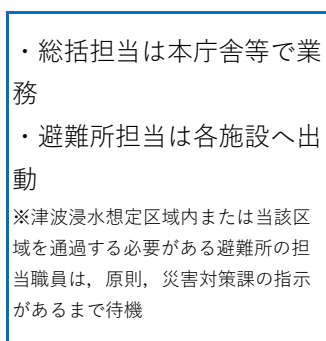
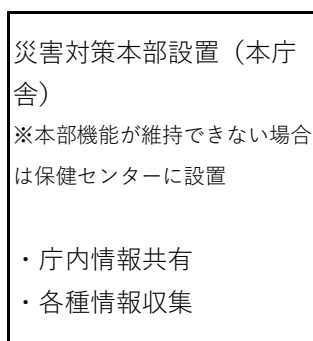


(大) 津波警報対応フロー
(平日)

総務部災害対策課 : 21-3648, 3676
 教育委員会管理課 : 21-3500
 (避難所班総括担当)



※津波指定のある全ての指定緊急避難場所



警報が解除され, 注意報への切り替わりに伴い閉鎖するが, 夜間等で避難継続を希望する市民等がいる場合は, 開設を継続する。ただし, 翌朝6時頃には帰宅を促し, 閉鎖する。

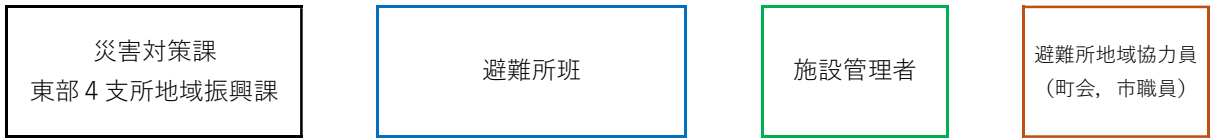
(大) 津波警報対応フロー

(夜間・休日)

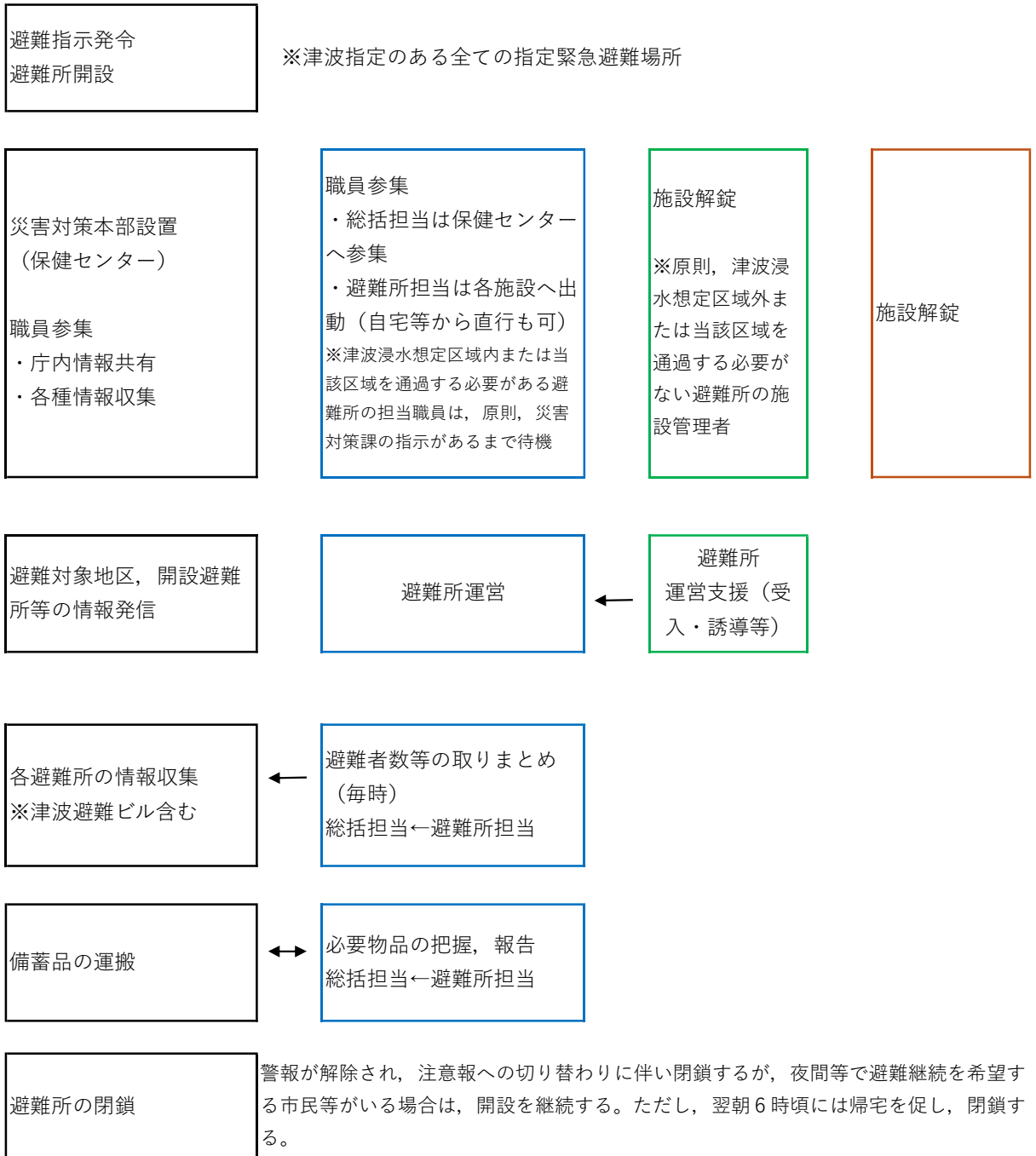
総務部災害対策課 : 21-3648, 3676

教育委員会管理課 : 21-3500

(避難所班総括担当)



保健センターや東部4支所に参集する職員は、原則、津波浸水想定区域を通過しないで参集可能な職員とし、その他の職員は、最寄りの公共施設または避難所に参集し、所属長の指示のもと対応する。



10 地震災害の避難所開設・運営に係る特記事項

○ 開設避難所

- ・震度 6 弱以上の地震が観測された場合、被害状況に応じて災害種別に「地震」の指定がある指定緊急避難場所を開設します。
- ・平日に発生した場合は、施設管理者を中心に開設し、避難所班の到着後は、避難所班が施設管理者、避難者等の協力を得ながら運営します。
- ・夜間・休日に発生した場合は、避難所地域協力員（町会・市職員）、施設管理者、避難所班が解錠します。

○ 避難者の安全確保

- ・建物被害、停電の有無を確認します。停電の場合は、非常用発電機、投光器等を速やかに用意します。
- ・建物内に避難者がいる場合は、安全確認が終わるまで出入口付近で待機し、危険を感じた際は屋外へ退避するよう呼びかけます。

○ 施設の安全確認

- ・確認は市職員や施設管理者など複数人で行います。
- ・施設が使用出来ない場合は災害対策本部に連絡し指示を受けます。
- ・施設が使用出来る場合であっても、余震等が発生した場合は改めて確認を行います。また、周囲に地割れや液状化等の二次災害の危険がないか確認します。
- ・入口から避難スペースまでの導線を確認し、飛散物や落下物があれば除去します。

○ トイレの確認

- ・地震や停電等により建物被害や断水の恐れがある場合は、トイレが使用可能か早急に確認します。備蓄品の簡易トイレ、携帯トイレ等を速やかに用意します。

11 大雨災害の避難所開設・運営に係る特記事項

- ・避難所の開設は、「高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の発令があったとき」であり、避難所の開設場所は、被害想定箇所を踏まえ決定します。
- ・夜間・休日は、市職員（避難所班）が施設を解錠し、開設・運営します。
※ 避難所地域協力員は、津波・地震災害発生時に、必要な対応を行う制度です。
- ・市の避難所班の職員が、施設管理者や避難者の協力を得ながら、避難所の開設・運営を行います。※夜間・休日に発生した場合も同様とします。